

第26回平成21年9月与謝野町定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成21年9月16日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前10時55分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
総 務 課 長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農 林 課 長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教 育 次 長	鈴木 雅之
税 務 課 長	日高 勝典	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水 道 課 長	吉田 達雄
会 計 室 長	金谷 肇	保 健 課 長	泉谷 貞行
建 設 課 長	西原 正樹	福 祉 課 長	佐賀 義之

5. 議事日程  
日程第 1

一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

本日もさわやかな秋晴れになりました。少し暑くなるようですが、9月定例会一般質問、本日はお2人に締めくくっていただきたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

昨日に引き続き、一般質問を続行します。

1番、野村生八議員の一般質問を許します。

野村議員。

1番(野村生八) 日本共産党議員団の野村生八です。私は、通告に基づきまして、介護保険について町長に質問をいたします。

総選挙は、国民の暮らしや平和を壊してきた自民公明政権が国民の厳しい審判を受け、民主党政権へと歴史的転換をする結果となりました。今後、新しい政治の方向が模索をされます。とりわけ、切り捨てられてきた社会保障の再構築が求められます。だれもが必要な社会保障が受けられる社会にすることが必要で、政治の中身が今後問われます。自治体としても、改めて町民の暮らしを守るために、どのような社会保障が必要かを検討し、声を上げるべきではないでしょうか。

国民や事業者の批判の中、介護保険もことしの改正で初めて給付費の3%引き上げがされました。しかし、自公政権は毎年削ってきた2,200億円の社会保障費を削減する、このことを撤回をせず、財源の手当という手法で行いました。問題点を根本的に解決せず、ばんそうこう張りに終始した、こういう形で進めている政治姿勢が、今回、国民の大きな批判を受けたと私は思います。こういう政治が続いていたら、介護保険がこの先どうなったか、この点をまず指摘をしておきます。

2012年は、医療と介護の両制度を同時に改定する6年に一度の年になります。既に厚生労働省で検討作業が始まっていました。8月には、医療・介護改革調整会議が立ち上げられました。ここでの参考資料として出された地域包括ケア研究会の報告書が、その方向性を示しています。その中身は、在宅サービスは事業所に一定額しか入らない包括払いにする。調理などの生活支援や福祉用具の一部は介護保険から外す。したがって、生活介助は介護保険から外れてボランティアに任せるとも書いてあります。社会保障の予算を削ることを第一にする政治では、国民が願うまともな介護保険の運営はできません。家族の負担を減らし、介護を社会全体で支えると始まった介護保険、当初は在宅から施設へ、そして途中から施設から在宅へ、そして先ほど言いましたように、いよいよ介護保険からボランティアへ追いやる計画です。むだな予算は削らず、社会保障に必要な予算を削る、こんな自民公明政権が国民の批判を受けるのは当たり前ではないでしょうか。このような自公政治には戻してはならないと思います。

社会保障切り捨ての構造改革に、国民の怒りが爆発するもとの、民主党は2,200億円の社会保障削減計画の撤廃や、療養病床削減の凍結を公約しました。連立協議でも、介護労働者の待遇改善で人材を確保し、安心できる介護制度を確立するという項目があります。日本共産党も建

設的野党として、だれもが必要な介護が受けられる介護保険制度に抜本的に改善するために取り組んでいきます。

介護保険の以下の点について質問をいたします。

一つ目に、認定調査の基準変更について質問します。

ことし4月から認定項目の改悪がされました。内容は一次判定の訪問調査項目を82から74に削減し、コンピュータソフトを更新しました。

もう一つは、2006年策定の訪問調査員のテキストを改定しました。

3月議会で指摘したように、例えば寝たきりの人は介護が必要ないから自立など、軽度の認定が出るようにし、今までのサービスを受けられなくなることが明白な変更内容でした。関係者の大きな批判の中、厚生労働省は4月1日実施直前の3月末になって、一部手直しをせざるを得なくなりました。さらに始まってからも、継続している人は今までどおりの認定にすることができるように変更をしました。

厚生労働省が、新認定基準の影響を調べるため、28万人分のデータを分析した結果では、サービスを受けられなくなる非該当、つまり自立となる割合が0.9%から2.4%に大幅にふえていることがわかっています。さらには今回の認定基準の変更が、財政負担を減らすために要介護認定制度を変更して、軽度者をふやすねらいであったことを明記をした厚生労働省の内部文書があることを、共産党の小池議員が国会で明らかにし、給付費削減のための見直しが行われたことを明らかにしました。このような経過の中で、認定基準の改定を今回見直すことになったものです。

同じ状態であるのに、軽度の判定で施設から出ていってくださいと言われた人があると聞いています。変更で実態はどうなったのか、今回、認定テキストの約6割に当たる42項目が見直されると言われていますが、3月までの基準に戻るのか、今までどおりのサービスが受けられるようになるのかどうか、お聞きをいたします。

二つ目は、保険料の減免についてお聞きします。

介護保険はサービスを充実すれば保険料がふえる仕組みになっています。与謝野町は福祉のまちづくりを進め、サービスを受けやすくする努力をいただいています。結果、保険料は、答弁でもありましたが、府下でも26市町村で6番目に高い実態です。とりわけ、低所得者の負担が大きくなっており、町でも取り組める低所得者への減免を実施すべきではないでしょうか。住民税非課税世帯である第2、第3段階の保険料は、生活実態により減免が必要ではないでしょうか。

65歳以上の人は年金から天引きで保険料を払っていただいています。しかし、年金額が18万円以下の方は年金天引きできませんので、直接、町に払うことになっています。この中で、19年度82人、20年度も94人の人が滞納となっています。年金額が年18万円以下で、住民税がかからない世帯、こういう世帯はほとんど所得が少なく、多い人でも生活保護基準並み、少ない人はそれ以下ではないでしょうか。その世帯に2万6,700円の保険税を賦課しても、なかなか払えないのではないのでしょうか。払えば生活に支障を来します。20年度決算でも21人が滞納になっていますが、制度に問題があるのではないのでしょうか。生活実態に見合った保険料にすべきであり、減免制度が必要です。

三つ目に、利用料について質問します。

サービス利用料が払えず、受けられるサービスを制限する人がふえています。だれもが必要なサービスが受けられるよう、改善すべきです。介護保険制度が導入されるまでは、多くの人が無料に必要な介護が受けられました。介護保険が始まって、生活保護基準以下の人も1割負担しなければ、サービスが受けられません。毎回、改定のたびに保険料も上がりましたが、利用料も上がりました。ホテルコスト代と言って、部屋代も食事代もかかるようになり、自分の年金だけでは施設で暮らせない人も生まれています。介護保険で在宅介護から施設介護へ切りかわりましたが、今度は施設を追い出し、在宅に無理やり戻しました。療養型病床も突然廃止しました。家に帰っても、在宅サービスも利用料が引き上げられて年金収入は減るばかりですから、払えるだけのサービスに制限をせざるを得ません。お金のあななしで、人間らしく暮らせるかどうかが決まる、こんな社会は間違っています。こんな政治は間違っています。とてもこれでは社会保障とは言えません。

医療も介護も、保険料を払っているのですから、本来、無料に戻すべきです。まず、学校の就学援助のように、低所得者への支援が必要ではないでしょうか。日本共産党は、新しい民主党中心の連立政権が、国民の期待にこたえて、社会保障の抜本的な見直しをするよう求めていきます。自治体も、町民だれもが必要な社会保障が受けられ、安心して暮らせるために、今、何が必要かを改めて考え、声を上げていくべきではないでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 野村議員ご質問の介護保険について、お答えいたします。

まず、1点目の認定の実態についてでございますが、ことし4月に改正されました介護認定制度については、改正前の介護度より軽度に判定されるということが当初より大きく取りざたされており、国は早々に、要介護認定の見直しにかかる検証、検討会の専門組織を立ち上げ、議論されることとなりました。

そうした中で、検証、検討する機会において、利用者に引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から、経過措置が設けられたところでございます。この経過措置とは、再審認定申請を行うものが、従前の介護度を希望することができるとするものであり、この措置を希望した申請者は、認定審査会において改正後の制度に基づき判定された介護度が、今までの介護度より低く認定された場合、または高く認定された場合に、もとの介護度を選ぶことができるというものでございます。4月から8月末までに新方式で行った再審更新認定審査件数は269件で、そのうち従来の介護度より低くなったものが69件、高くなったものが44件で、変更のなかったものが156件でございました。なお、経過措置の適用により、従来どおりの介護度に変更された件数は47件となっております。10月以降につきましては、4月改正において調査員による判定基準表への記入にバラつきがあった項目が一定整理されるとともに、例えば体の一部を支えにして起き上がる場合、ことしの4月からはできると判定されていたものが、何かにつかまればできると、本年3月までの判定どおりに戻された項目もあり、ほぼ従来の介護度の認定状況になるというふうにされております。

次に、保険料の減免でございます。平成21年度から第4期介護保険料の認定に当たっては、従来の7段階から9段階へと細分化し、低所得者への配慮も行っております。例えば世帯全員が町民税非課税の場合、本人の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下の方の保険料は基準額の半額となっており、また本人の所得はなくて、家族の方に町民税がかかっている場合、介護保険料の段階は基準の4段階になりますが、今年度からは本人の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下の場合、保険料を10%軽減することとするなど、低所得者に配慮した保険料設定とさせていただきます。

なお、21年度からの第4期の保険料査定に当たっては、介護保険サービスを支える介護従事者の処遇改善を図るために、先ほどおっしゃった約3%の介護報酬改正がありましたこともご留意いただきたいというふうに思います。

次に、ご質問のサービス利用料が払えずサービスを制限している方への対策についてでございますが、低所得者対策としましては、食事代や居住費の軽減、また社会福祉法人の利用者の負担の軽減を図るとともに、高額介護サービス費の支給など、利用負担金の軽減策を実施しております。また、医療と介護の1年間事故負担合算額について、限度額を超えた額を給付する高額医療介護合算制度が創設され、一層の負担軽減が図られることになりましたので、そういった点をご理解いただきたいというふうに思います。

以上で、野村議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をいたします。

まず、認定基準の変更についてですが、今、与謝野町でも軽度の方に変わった方が多いということでもございました。例えば綾部市でも、軽度になった方が43.4から48.3という、こういう形で約5%ふえている。全国的にまさに今回の認定基準の変更というのが、実態とはかけ離れて大変な負担をするような形で進められたと。先ほど言いましたように、それがしかも、財源減らすために、国の支出を減らすためにこういうことが計画されたと。とんでもない話だというふうに思います。早速にもとに戻すということで、大変それはそれで結構なことなんですが、しかし、一人一人を見て、本当にその人に必要なサービス量が確保できるのかどうか、今回の措置でできるのかどうか、ここが大切なところだろうと思います。全体としてはほぼ3月に戻るといふ意見もありますし、コンピュータソフトがいらわれないので、いろいろ問題だという意見も出ています。しかし、町としては、今まで実際に認定調査の中身で、その人に必要なサービスが確保される認定になっているのかどうか、国の指示どおりの形にすれば、そこに問題があるという、矛盾があるということがわかれば、それは直ちにきちっと国に対して声を上げて、その是正を求めていくという、そして声を上げるだけではなくて、これはどうしても放置できないという事例があった場合には、町としても、もうできるだけの対策をとっていくという、こういう姿勢でぜひ臨んでいただきたいし、臨む必要があるのではないかと考えています。この点に対して質問をいたします。

それから、減免についてですが、以前、減免というのは災害や失業等々の急激な所得の減少、こういうことが起こった場合に減免をするという、こういう減免制度がありますが、これについ

ては当町でもしていただいております。

もう一つが、所得の低い人に対して一律に減免するという制度があります。これは、当町ではされていません。今までこういうことはできないという答弁、何度も取り上げたんですが、だったというふうに思います。今、京都府下では、例えば宮津とか綾部、福知山、舞鶴含めて、多くの市でこの所得減免がされています。内容はばらばらです。10市で行われています。これが必要ではないかというふうに、先ほど指摘をしたところです。

とりわけ、第3段階もあると思うんですが、とりわけ第2段階ですね。世帯全体が住民税非課税の所得しかなくて、年金など80万の収入、本人に80万以下の収入しかないという、その部分については、先ほど言いましたように、全員とは言いませんけれども、人によっては生活保護並み、あるいはそれ以下という方が結構多いのではないかなというふうに推察がされます。住民税非課税世帯というのは、言えばその所得しかなければ、生活保護基準以下ですからね。ほかに年金があれば上回る可能性ありますが、先ほど言いましたように年18万円以下の直接払わなければならない、払う方というのは、ほとんど年金収入も少ないわけですから、生活保護基準以下だろうと思います。

つまり、日本では、だれもが人間らしく暮らすという、そのことを保障するために生活保護の制度があって、その制度にのっとれば、その基準以下の所得の人は、介護保険料を払うことができない、払えば人間らしい暮らしが保障できないということで、生活保護の方から支給がされます。利用料も支給されると思います。ですから、そういう対象の所得の人に保険料を払えということは、人間らしい暮らしを奪うということにつながるわけですね。

介護保険は、前から言っているように、地方分権と言いながら今までの自民公明政治では、もうほとんど国が全部決めて、市町村が判断する余裕がほとんどないと。そして、ほかのところでもいろいろありますが、市町村が独自にいいことをしようとするれば、ペナルティかけるという、こういうひどい政治だったわけです。

政権変わったわけですから、先ほどから言っていますように、今、本当に行政進める中で、町民の暮らしを守るために、これは必要だと思うことを町がやっても、多分今度の政権は、まあわかりませんが、ペナルティをかけることはもうしないのではないかと、首を傾げられておりますが、課長は、というふうに期待もします。そういうふうな政権にならなければいけないんだろうと思っておりますので、そういう点で、今までの国の言うとおりにやるという側面が非常にきつかった、縛りがきつかったわけですが、今後は大いに、町として独自の考えやそして手だて、どんどんとる必要があって、それを国に上げていく、そのことで政治がよくなっていく、そういう方向を目指すべきだと思っております。

そういう意味で、今言った生活実態の層ですね。第2段階の中の層を、さらに実態を詳しく調べていただいて、当町に必要な減免の制度を、やはり当町もするべきではないかと。例えば年間所得が年間80万円に満たないという、そういう中で暮らしておられる方があるとすれば、そこからこの金額の保険料は取るべきではないと。やはり減免制度をほかの市と同じように当町でもするべきではないかというふうに思います。再度お聞きをいたします。

それから、最後のサービス料ですが、先ほど答弁いただいた軽減制度をさらにいろいろとしてきているということはもちろん知っています。介護と医療と別々だったのが、合算でということ

も知っています。しかし、それらがされてもなお、住民からはお金がないからサービスみんなは受けられないという声が聞こえてくるわけですね。しかもその声がふえているわけです。

先ほど言いましたが、年金収入がどんどん減っているわけですから、同じ利用料であっても減らさざるを得ないというのは当然理解できます。利用料もふえているわけですから、さらに減らさざるを得ないという、ここが実態だろうというふうに思います。先ほどと同じ意味で、実際のところ、今の介護サービスを利用されている方の実態がどうなのかと、そのところをもう一度つぶさに見てもらって、こういうことをしないと必要なサービスが受けられないという実態があれば、直ちにそこは改善の手だても打つべきだし、そういうここを変えるべきだという声を上げていくべきだというふうに思っています。それらについて、もう一度お聞きをいたします。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員さんのご質問の2回目にお答えいたします。

おっしゃるように、本当にこの介護保険が非常に生活の実態の中で大きな比率を占めてきている、またそれに対する利用料もなかなかサービスに、自分の欲しいサービスに結びついていかないというような実態があるということも重々承知はしております。よその、こういう減免措置をとっておりますところが、大体市でございまして、恐らく大きいところになりますと、元が大きいわけですから、それだけの分、減った分をほかでカバーできるという、そういう大きければそういう対応もできるわけです。与謝野町の場合には、そうした意味では大変所得の低い方が多い中で、一定の介護料を徴収していかなければならない。そういう実態もございまして。

ですから、確実に介護の必要な方にいろんなサービスができる、またその大もとになります介護保険料というものもきちっと払っていただいて、みんなで支え合うというシステムのそういう資質から考えますと、非常に苦しい状況であるということも重々承知のかと思います。そうした中で、今後、今まで本当に市町村で判断すればいいと言われながらも、なかなか国のそうした施策の中で、自分たちの町の独自の施策というものができかねていたということもございまして、それらを考えますと、一定の生活の実態を一人一人の実態に合わせた中で、再度見直す必要があるのではないかというふうにも考えております。今、すぐどうするという改善の手だてというものについて、お答えすることができませんけれども、しかし、今おっしゃったように、今、国も大きく変わろうとしておりますので、そうした中で、1人でも住民の方に、少しでも負担がかからず、またお互いに支え合える、そうしたシステムが町内できちっとできるような、そういう方向性というものも今、もう一度見直すという時であろうというふうに思いますので、そうしたことについて、少しでも改善できるような手だてを今後考えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（森本敏軌） 野村議員。

1 番（野村生八） 日程基準の変更ですが、4月1日から始まった中で、与謝野町ではできるだけ引き下げということにならないように、努力をしていただいて、最初に指摘しましたように、必要なサービスが受けられるように頑張らせていただいているという実態だろうというふうに思っています。

それが10月から戻るわけですが、先ほど言いましたように、全員が一律にということは、こ



ういう場合、ないわけですね。だから、どうしてもそこから漏れる方は出てくるだろうというふうに思うんです。だから、そこら辺、丁寧に、大体3月に戻るといことがあっても、一人一人見て、特別にこういう事例が生まれたという場合には、さらに踏み込んでそこへの手当ができるような、努力ができるような形で、引き続き取り組んでいただきたいというふうに思っていますが、この点について再度お聞きをいたします。

それから、減免なんです、今、大きい市だからできるのではないかという答弁がありました、少なくとも外からお金を入れてこの所得の減免制度を今、実施している10市がやっているのか、それとも介護保険内でやっているのか、私は調査はしておりません。少なくともこの介護保険内でやられているのであれば、大きいから、小さいからということには余りならないのではないかというふうに思うんですね。問題は、先ほど指摘したようなことがあるのか、ないのか。所得が少ない方でこれだけの保険料を払うことが妥当なのかどうか疑われるような、そういう世帯があるのか、ないのか。あるとすれば、その第2段階の一部の所得の部分なんです、そこを例えばこれぐらいに下げた場合に、どれだけの予算が必要で、そのことを例えば介護保険内で処理しようとするれば、保険料はどれだけ上がって、それはできないのか、できるのか。そういう具体的な検討があって、判断ということになるんだらうと思っています。少なくともそこまでされていないんじゃないかと思っているから質問しているわけですが、そういうことをやはりする必要が今、あるのではないかと。そうしないと、少なくとも全員ではないと思いますが、先ほど指摘した人たちの滞納の問題というのは、これは解決できない、滞納すればいざというときにサービスが受けられない、こういう縛りも、ペナルティもかけられているわけですから、本当に払えない、払えば人間らしい暮らしができないという、この世帯があるとすれば、それは直ちに、ほかもしていることなんで、当町でも手を打つべきだと、そのことの検討を、具体的な、すべきではないかというふうに思います。この点について、2点について再度質問をいたします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） おっしゃるとおり、全員一律とはいかない、そういうケース、当然あるかというふうに思いますし、それらについて具体的にどこまで把握ができていのかということについては、申しわけないですけども、私一つ、これからのことですけども、それについてやはりもう少しきめ細かく見直す必要があるのではないかなという、今そういうふうな思いしておりますし、また減免につきましても、具体的なそういう検討があってかどうかということですけども、これらについても、今後について、もう少し具体的にきちっと把握ができていのかどうか、また把握する努力をした上での対応を考えさせていただきたいというふうに思います。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（森本敏軌） これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

次に、9番、井田義之議員の一般質問を許します。

井田議員。

9 番（井田義之） それでは、通告にいたしております2点について、質問させていただきたいというふうに思います。

本日の質問につきましては、9月の町報の中で、町長が創成大学で講演をされた、その内容が出ておりました。その中で、与謝野町長となって一番心がけたことは、まず旧3町の住民の皆さ

んの一体感を醸成することであったということで、一定発表されておられます。私も一つの町になって、いかに早く与謝野町という新しい町が本当の心の通い合う町になるのかなということに、いろいろと危惧をしてみたい経過もあります。

そんな中で、きょう私が質問いたしますのは、行政としてやらなければならないこと、行政でなければならないこと、待っていてもだめなこと、その点の2点について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

一つは、総合庁舎というのか、今の3町、旧3町をそのままいつまでこのままでいかれるのかなと、これに対しては大きなデメリットもあるのと違うかなと。

町長もマニフェストの中で、庁舎、公共施設の有効利用専門協議会を設置し、見直すと、平成18年合併直後にそれをやるということで、マニフェストに書かれておられました。また、過日の、3月ですか、発表されました町長の現状報告では、庁舎検討ワーキンググループを平成20年度に設置予定ということで進めてきていただいております。

また過日の町民との懇談会の中で、これは特に北庁舎を除いた野田川庁舎の縮小の問題が質問に出ておったようでございますけれども、答弁の中で、三つの庁舎があることで、さまざまな経費がかかっていますので、段階的に二つの庁舎にするのか、一度に一つの庁舎にするかは、現在検討しているところですよという答弁を町民の方になされておられますし、3庁舎を維持していくには、4,000万円を超える経費が毎年必要となっておるといふ答弁も、町民の方々にされておられます。

きょうも議会がこうして開催をされて、私も駐車場に車をとめたときに、課長の方々が岩滝から、また野田川庁舎からここに来ていただいております。我々は議場がここにありますので、当然ここに一目散で走ってきます。また、私も体育協会の会長という要職を及ばずながらただいまやらせていただいております。事務局が教育委員会にある間は、ここに来させていただいて、帰りなり、会議の前に教育委員会で打ち合わせができました。今は岩滝の体育館に事務局が移りました。時間のロスと経費、いわゆる車での移動、もうこれが本当に大変です。自分をつくづく最近はそのことを感じながら、課長さん方も大変だなというふうに思っておりますが、町民懇談会をなされた中でも、庁舎がなくなると困るといふのが、町民の方々の生の声ではないかなと、これはつづさに受けとめなければならないなというふうに思っております。

そこで、質問いたしておりますのは、総合庁舎と現在の3庁舎方式、メリット、デメリット、これは町民から見たメリット、デメリットは何でしょうか。また、行政として町長が町政を運営される上において、メリット、デメリットはどうなんでしょうかということが1点目の質問です。

次に、行財政改革の委員さんから答申がありました。4年間で20億円の経費を削減するべきだということで、今、人件費、補助金、いろんな意味でそれぞれの方々に負担をお願いしながら、また今回も臨時議会を開催して、カットの給与、賞与のカットの問題とかいう議論も早速に、何回目になるのか、私も覚えは定かではありませんけれども、しなければならない。そういうことで20億を減らしていこうという状態で今、頑張らせていただいたり、また町民の方々の理解をいただいておりますが、そういう観点から、本当にこのままの状態がいいのかどうか、今、先ほど4,000万という答えを、町民の説明会の中では、町政懇談会の中では出されておりますけれども、本当に今、この状態でやっておってかかる経費。例えば、一総合庁舎として立ち上げ

たときの経費、これには幾らの差があるのか、財政シミュレーションを明らかにしていただきたい。この後またほかの角度からも質問したいと思っておりますけれども、とりあえず庁舎検討のワーキンググループの中で、そういうシミュレーションはしっかりやられておると思っておりますので、その財政の点についてお尋ねをいたしております。

また、最後にそういうことを踏まえながら、町政懇談会でも言われておりますように、3庁舎は大変いい状態ではないんだと。いずれは総合的な庁舎に持っていくということもはっきりと申し上げておられます。その目標年度はいつにされるのか。

私が通告の冒頭を書いておりますように、もう既に我々の任期を含め、町長の任期もそうです。3年6カ月が経過いたしました。あと、どんな風が吹いて、どんな状態の町政が運営されるかわかりませんが、我々に与えられた任期はあと6カ月です。4年間のうちあと6カ月。

ここで町長が一番最初に、私が言いました一番最初に、町長になって何をすべきかと言われた、その言葉と、私は4年の間にその言葉の実現に向かって、町長は頑張っていたとおると、多くの評価をしなければならぬ、させていただいておる部分、いっぱいあります。ただ、この庁舎問題については、まだまだやぶの中から出てこない。我々にはワーキンググループの報告も何もないし、大変大切なことです。町民の皆さんにも何ら報告がいつてないという状態です。いつごろを目標として進めていかれるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

次に、二つ目の都市計画、景観条例の進展についてということで、このことを質問するに当たりましては、建設課長からも前にも同じ質問をしたのではないかとということで、指摘を受けました。私はこの質問については、与謝野町になる前、野田川町のときに太田町長に質問をした経過があります。

当時、太田町長は、合併をした後、速やかに進めたいという答弁をいただいております。また、与謝野町になってからも、19年の6月と9月、また21年の3月、これは21年の3月は天橋立周辺地域の景観の問題に兼ねてですけれども、質問をさせていただきました。そういう経過がありますし、またその答弁の中でも、いわゆる高規格自動車道が1年早くなって、来年には開通をすると、来年度には開通をするという話も聞かせていただいております。

岩滝地域には宮津市と共同の都市計画があり、また先ほど言いました21年からは、ことしからは天橋立周辺地域云々という景観の条例が適用されます。また、加悦には景観条例があります。野田川は何もありませんので、一番、野田川加悦谷バイパスとしていろいろな発展をしていく、このためには、美しい与謝野町を守るためには、ぜひとも景観条例なり都市計画が必要だと、無法地帯にならないために。という意味で、再三再四質問をさせていただきましたけれども、いまだに何ら進展の返事をいただいております。これも町長のマニフェストの中で、都市計画の策定については全町域における都市計画の策定と、平成18年からかかりますということで入っておりますし、それから20年の3月の検証におきましても、都市計画の拡充を行う場合の土地利用状況の基礎調査の準備中ということになっております。いずれにいたしましても、準備中であるということなんですけれども、ここに書いておりますように、開発行為、上下水道等、行政にとって影響はないんですかと。というのは、3町ばらばらの状態で影響がないのかどうかということです。

それから、先ほど言いましたように、岩滝、加悦については個人の方が建物を建てよう、住宅

をつくろう、工事を建てようと思うときに、都市計画なり景観条例、天橋立周辺地域の云々という中で、かなりの規制がかかっております。野田川地域にはかかっておりません。こういう状態で、住民の方々に与える影響はかなり大なものがあります。本当に一体感の醸成ができておるのかなど。これは、大変私は大きな問題であるというふうに思っております。

進展しない理由は何ですか。やる気があるのか、ないのか。先ほど言いましたように、天橋立周辺地域景観まちづくり計画について、岩滝の方々にしっかり説明をしてくださいよと、当時、副町長、やりますという答弁をいただきました。実際にやられたのでしょうか。私の耳には岩滝の方々から、しっかりやっていただきましたよという言葉は入ってきておりません。やる気があるのか、ないのか、きつい言葉でここに書かせていただきました。そういう意味です。

以上、申し上げます、1回目の質問を終わりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（森本敏軌） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 井田議員のご質問の合併から3年6カ月、合併時の懸案事項2件の1番目、総合庁舎への移行について、お答えいたします。

庁舎の問題につきましては、平成19年3月に有吉議員から、地域間格差拡大の中での町行政の運営、総合庁舎への道のり、また同年9月議会には、井田議員から3庁舎から2庁舎へ、そして総合庁舎への移行とその目標設定のご質問を受けております。さらに同年12月には、今田議員から分庁舎の検証、検討も含め、効率的な組織体制とはのご質問など、これまで多くの議員の皆様からご質問を受けているところでございます。

そのお答えとして、野田川庁舎につきましては、北庁舎を除き近年中に廃止していく方向で考えていること、また十数年かけて職員数を削減していく中で、組織体制を見直し、社会情勢や財政状況などを加味しながら、岩滝庁舎、加悦庁舎のどちらかを増築するなどして、一本化を検討する時期がくるだろうということと、現時点では総合庁舎移行への目標年次は持っていないことなどの答弁をいたしているところでございます。

これらの質問や町政懇談会などで、町民の皆様からのご意見を受けまして、さらに検討を深める組織として、平成20年度に入り、職員の管理職を中心に組織しています、まちづくり及び行政改革推進本部の内部に庁舎検討ワーキンググループの設置を指示いたしました。ワーキンググループの設置に当たり、私からは総合庁舎が望ましいが、多額の経費をつぎ込んで新庁舎を建設するつもりはないこと、既存庁舎を利用していく中で、三つを二つにし、そして最終的には一つにしたいと考えていることなどを伝え、このことの是非や課題を検討してほしいと指示いたしました。

その結果、庁舎ワーキンググループが8カ月間の検討を行い、検討結果報告が提出されました。現在、その報告内容について検討しているところでございます。その検討結果の概要を少し申し上げますと、まず3庁舎の年間維持費につきましては、平成19年度決算数値で4,096万円、総合庁舎とした場合の見込額は2,793万円となっており、年間1,300万余りの経費削減効果が生じる見込みでございます。

次に、私が当初考えていました3庁舎を2庁舎へ、そして1庁舎へと段階的に移行していくことにつきましては、移行するたびに庁舎の改修やコンピュータシステムの改修等が発生するため、

むだな経費が生じる問題点があるとされております。また、行政改革大綱等に基づき、平成29年度を目標とする職員削減計画については、勸奨退職などによりまして、計画以上に進んでいるところでございます。このため、収容職員数の視点から見た総合庁舎への移行は、早期に実現可能であるとされており、これらのことから段階的な移行を選択するより、一挙に総合庁舎へ移行することが望ましいとされているところでございます。

また、岩滝庁舎、加悦庁舎のいずれかを増改築する場合の財源につきましては、合併特例債が最も有利な財源であり、その利用期限が平成27年度となることから、それまでに庁舎の増改築を終了させるべきであるというふうにされており、財政的な観点からは、総合庁舎への移行は余り時間がないことが示されているところでございます。

それでは、総合庁舎へ移行するとしたら、どの庁舎が適当かにつきましては、まだ町の考え方としては統一できておりませんので、この場での公表は差し控えたいというふうに考えております。お許しいただきますようお願いいたします。

以上が庁舎検討ワーキンググループによる庁舎検討結果の概略でございます。今後、この検討結果を参考として、私の考え方を整理したいというふうに思っております。その後、議員の皆様、住民の皆様との議論を重ねながら、合併特例債が利用できる平成27年度までを一つの区切りとしてまとめていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、ご質問の2番目、都市計画景観条例の進展についてでございます。21年3月定例会の一般質問でも、議員からご質問をちょうだいいたしました。まず現在、与謝野町において景観の規制がかかっている場所といたしましては、旧加悦町から引き継ぎました景観条例の中で、推進地区に指定されている加悦地域の国道176号沿いのエリアに加え、昨年11月に京都府が策定されました天橋立周辺地域景観まちづくり計画の計画区域の一部である岩滝地域全域の2カ所でございます。

旧加悦町時代に策定されました加悦地域景観条例は、計画策定から推進地区の指定にかかる背景に、地域の景観保全を望む地元の強い思いがあり、それを行政とともに形にされたものと伺っております。地域の皆様と行政の一致した明確なイメージがあればこそ、完成を見ることのできた計画であり、条例であると認識しておりますので、その思いを途切れさすことなく継承するために、そのまま与謝野町に引き継がせていただきました。

天橋立周辺地域景観まちづくり計画につきましては、既に合併前の平成17年9月から、京都府、宮津市、宮津市の住民代表、旧岩滝町の住民代表など、広域的な範囲で策定に向けた動きが始まっておりました。18年3月の合併により、新町が誕生し、総合計画を今からつくろうという時期であり、まちづくりの明確なイメージを描けていない段階でございましたが、この計画が今後、与謝野町全体の景観を考える際の一つのモデル計画となり得ると判断いたしましたので、可能な限り、与謝野町の将来をイメージしながら計画の策定に加わってまいりました。

平成19年6月議会でも、議員から今回と同様のご質問をいただきましたが、景観条例につきましては、新町の都市計画などを定めていく中で、旧加悦町から引き継いだ景観条例を見直す、つくり直すという作業が必要になってくると思われるので、その時点で考えさせていただきたいというお答えをしたというふうに記憶しております。

まずは、まちづくりのベースとなる計画づくり、そのイメージとともに景観計画をつくっていくという考え方は、現在も基本的には変わっておりません。与謝野町もようやく総合計画という町の大きな方向性を示す計画を策定することができました。次には、それを町全体の地図の上はどう反映していくかという作業になりますが、それが広い意味での都市計画の策定であったり、公共施設の建設や改修の計画であったり、景観計画の策定であったりするわけで、その作業の中で目的や用途に適応した景観の具体的なイメージがつけられてくるものというふうを考えております。言いかえますと、町全体のイメージ図の完成があって初めて町全体の景観計画の完成があるということでございます。

現在は、限られた目的のための狭い範囲の景観計画でございますが、町全体の景観をイメージした計画の策定に向けて、今後も引き続き総合的に作業を進めてまいりたいというふうを考えております。

都市計画区域を引かないことにより、景観を含む開発行為、上下水道と行政にとって影響はないのかという心配でございますが、現在、それぞれの事業のルールに従い、粛々と事業を実施しておりますが、行政にとって不都合、不利益が出ているとは考えておりません。

次に、都市計画が進展しない理由は、やる気があるのか、ないのかのご質問ですが、昨年度予算で土地利用状況調査委託料をお認めいただき、作業が終了し、一定の結論を見たわけでございます。その結論とは、都市計画を引く、引かないにかかわらず、町の均衡ある発展を実現するには、土地利用に関する一定のルールづくりが必要であるということでございます。これをたたき台として、京都府と協議した結果を申し上げますと、京都府からは、これから数年かけて都市計画法の抜本改正がある、具体的にどこが改正されるのかは未定であるが、今までのように市街化を制御するのではなく、行政区域内の多様な土地利用を計画できる仕組みを目指して議論されている。このような状況下で早々に都市計画に向けて進むのは得策ではない。国のはっきりした動向が決まるまで待った方がよいのではないかとのお助言を受けております。

今後につきましては、国の動向を注視し、京都府の指導をいただきながら慎重に議論をしていきたいと考えております。

以上、井田議員のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 1回目の答弁いただきまして、2回目の質問をさせていただきたいというふうに思います。

庁舎問題について、町長が言うておられるように、私も余分の庁舎を建ててやる時期ではないと、やはり今のある庁舎をしっかりと利用しながらやっていくのがいいんだなというふうにはいつも、それはそのとおりであります。ただ、財政シミュレーションの中で、1,300万円の差ということでした。これがどこから出たのか、私はちょっと理解に苦しみます。例えば、先ほど言いましたように、3庁舎、いわゆる3庁舎あるから、いろいろと移動も、職員の方々がしょっちゅう移動をせんなんわけですね。その経費を私、経費とか時間的な部分、これがかなり大きいと思うんですが、そのことも燃料代やら車の消耗、人間さんの移動の時間の浪費、こんなんが全部入ってわずか1,300万の差なのかなという気がいたしております。

それで、いわゆる私が思っておりますのは、総合庁舎方式と分庁舎方式というのが、今の3庁

舎方式ではないんですね。今は3庁舎方式で、それぞれの役場に課があるわけですね。そうやなしに、総合的にやって、分庁舎として窓口業務をすとか、いろいろな方法が一番いいのと違うかなと。

それで、例えば町長が訓示をされる、町長の意向を課長に伝える、今だったらなかなかできませんね。全員を集めんなん。そのためには車で大移動せんなんです。ゲルマン民族の移動やないんですけども、大移動をしてもらわんなわけですね。だからそういうあたりのことも総合的に考えたら、やっぱり27年なんて、私はちょっとのんきだなという気もいたします。その合併特例債を使うという、これはやっぱり金がかかるからということですよ。

だから、例えば、どちらの庁舎を使われるかは、きょうはもう何も私の方からは言いませんけれども、私が希望がありますけれども、言いませんけれども、いわゆるどちらを使うにしても、いずれかの改修なり増築が必要だということですね。だから、どこまでいわゆる最終の人件費の削減のどこまで持っていくのかどうか。人数の削減のどこまで。そこまでいなくても、私はやるべきだと。行財政改革の答申でも、庁舎問題について触れておられます。総合計画の中でも、庁舎問題について触れておられます。これを無視をして、いつまでもずるずるべったりで引っぱるべきではないのと違うかなと。町民の方々の意見はどんどん取り入れながら、町民の方々に不便をかけないような総合庁舎方式を、課長さん方がやっておられるテレビ電話でも、町民の方と担当課長の方と話をすることだってできるわけですね。窓口さえあれば、町民の方々の不便を解消するために、いろいろな方策があります。私は課長がばらばらにおられること、町長の指揮のもとに、いかに訓示が、町長の思いが伝わっておるのかなという点も、大きな不安材料として持っております。

またもう一つ大きな不安は、過日の災害のための質問を、災害時の質問を皆なされました。いろんな方法があろうと思いますが、例えば、今、大地震がいった。岩滝に行く、本庁舎に行く道が遮断された。山田の断層があります。遮断された。石川で山崩れが起きた。どうして司令塔が動くんですか。こういう状態が、私は合併以前にも、合併協議のときに野田川の議会でも申し上げました。司令塔が移動しなければならない。

普通、民間企業であれば、大企業は社長と副社長が同じ飛行機に乗ることはありません。必ず別飛行機で行きます。これは万が一のことを考えて、そういうルールを確立をされておるのが大企業の一般常識です。そういう災害対策の意味からも、平成27年までには何とかします。それは27年が、25年もありますし、23年も、27年までですので、そこら辺はいい方に受けとれば、早いとこやっていただけるのかなという気もいたしますけれども、そういういろいろな意味で、私はこの方式の中で、今の状態の中で、デメリットの方が余りにも大きいのと違うかなというふうに思っておりますので、そこを十分に検討していただいて、なおかつ今の町長の答弁をいただけたらありがたいなというふうに思っておりますし。

それから先ほどちょっと言われました、赤松議員の質問に対して、ワーキンググループを立ち上げて、昨年の12月に報告書が提出されましたと。ただ、町として意思決定の過程であり、公表する段階にはない状況でございますと。これは去年の12月で、赤松議員が質問されたのは3月ですから、3カ月の間で報告する状態ではないという答弁だろうと思うんですけども、報告書では引き続き3庁舎を維持利用していくことは、将来の安定した財政運営を図るためには困

難であり、庁舎の維持管理費を必要最小限にとめる努力が今後ますます求められるものであると考えられると。3庁舎による現状維持は、ワーキンググループでも指定されております。いうて、明確に赤松議員に答弁されております。ただ、あとしばらく考える時間をちょうだいをして、適切な時期に町としての庁舎のあり方をお示ししたいと。赤松議員が質問されてから6カ月。適切な時期というのはいつですか。

6カ月というのは、今、本当に一日一日が早いんですね。我々、年取るとなご早うなるんかわかりませんが、一日一日が早い。日進月歩。一日一日が早い。6カ月というのはあつという間に過ぎますけれども、それを振り返れば1年のうちの2分の1。12月から、12月の答申から言いますと、9カ月が経過しようとしております。1年近く。1年にもう近いんですね。四捨五入したら1年に近いんです。適切な時期とはいつですか。お尋ねをいたしたいと思います。

次に、都市計画景観条例についてお尋ねをいたします。

与謝野町の場合に、与謝野町のうたい文句、豊かな自然のある美しい町、与謝野町を守り育てましよう、美しい自然のある町ですよと。ただ、野田川の場合には悲しいかな、今、この景観を守る個人の民地開発においては、何ら規制がありません。道路法の規制もありませんし、消防法の規制も、もうあつてもないような状態ですし、まして都市計画景観条例がありません。私は先ほども言いましたように、バイパスに対して早く都市計画をと言うておりましたが、今はもう恐らくそう多くの企業が今後お見えになるというのは、余り考えられない状態になってしまったかなと。そして、都市計画の見直しということであれば、都市計画の見直しの時期を待って、私はそれで結構やないかなというふうに思います。

ただ、ここで、加悦町の一部の地区だけが景観条例があると。橋立には、天橋立周辺地域、美しく守る条例があると。最近、例えば亀岡でしたか、いろんな町村が、景観計画、町独自の景観計画をどんどん立てておられます。これはもう新聞紙上、どんどん出てます。与謝野町として、宮津と一緒に都市計画でなしに、与謝野町としての、いわゆる、先ほど町長にもありました、加悦町の景観条例を見直さなければならぬ。早く見直しをしていただいて、町民の方々の公平感、これがやはり利用計画、一本にならないと、町長、気張ってやっていただいて、水道料金も統一にしましよう、溝掃除についても、それぞれ3町がばらばらだったけれども、一つにしましよう、いっぱい努力していただいておるわけですね。だけど、今、個人に与えておる影響というのは、この件に対してだけばらばらの状態でいっておるわけですね。岩滝の人たちは、家を建てようと思うと余分の金がいっぱいかかるという状態ですね。やはりそういうことを、一つの町としてやっていくためには、心を一つにするためには、行政の皆さんにお願いをする状態が一つでない、これはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。

ぜひとも、もうその先ほど言われた国の方針が都市計画について変わっていくならば、もうそれで都市計画はあんまり我が町にあんまり効果ないと思います、私自身も。ただ、これまでから何ぼ言うてもできてなかったんで言うておりますけれども、余りないと思います。というのは、もう既に下水道も終わり、いろんなとこ終わってます。野田川改修が都市計画とどういう関係が出てくるかは、私もちょっと研究しておりませんが、そうメリットはないと思います。それよりもやはり景観を守ることを大切にいただけたらありがたいかなというふうに思いますので、それを再度頑張っていただけるかどうか、質問をしたいというふうに思います。



それからあと1点、先ほど言いました岩滝地域に対しての説明会、天橋立云々の説明会はちゃんと、区長さんだけやなしに、町民あてに終わったのかどうか。もうこれも半年になります。6カ月になります。終わったのかどうか、質問をさせていただきます。

また、これは私自身のことで申しわけないんですけども、私自身も先ほど言いましたように、体育協会の会長をさせていただきながら、過日も伊藤議員からもやめてしまえとって罵倒を浴びせられましたけれども、そのことは別にして、私自身は一生懸命やっております。言うたのは事実だ。やっております。例えば、きのうも登山マラソンの説明会、走路の説明会ありました。体協として私のできることは、岩滝や野田川の方を一人でも多く走路員に来ていただいて、与謝野町としての一つの町として、加悦町がやっておられた登山マラソンを引き継いでいくんだという方向でやっております。

また、一周駅伝についても、いまだにあんなことをしてという批判の声あります。だけど、私はやっぱり与謝野町を一つの町として、皆さんが一人でも多くの方が一つの町という理解をしていただくために頑張っております。そういうことを踏まえて、やはり町長が今、何と何とがまだ抜けておるのかな、これとこれとはやらなければならないかなというようなことがありましたら、お聞かせを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 井田議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

先ほど、デメリット、メリットの中で申し上げました4,000万余りと言います金額、これは直接的な維持管理でございまして、職員が動くだとか、そのほか改修をしたらどうなるだとかいうものは含んでおりません。町がそういう形であれば、最低このぐらいは削減できるという数値でございます。

先ほどおっしゃいましたように、それをもしやるのであれば、一番特例債を使うのが有利であるので、そうであるなら27年度までにやらなければならないと。しかし、これは建物だけのことで、建てるとなったりすれば、それは簡単にできるわけですけども、おっしゃるように、一体感の醸成を図っていくかどうか、先ほどの災害の話がございましたら、今、ちょうど情報化の中で光ファイバー網設置、布設しております。そうした中で、今まで以上に離れていても、そうしたツールを使えば、もう少し時間的な節約というような面でも、また災害時のそうした連絡網についても、館が違ってできると、ですからそれらのやはり整備がきちっと整った中で、住民の方のデメリットをどれだけ解消できるかという点をまず考えなければならないのと、それから庁舎と言いますか、この役場の体制、機構も組織もやはり大きくこれは見直さないと、だんだん人数が減っていく中で、庁舎が三つに分かれてて、仕事をするに対して、非常にやらなければならない業務が、むだな業務がふえてくるという、そういう状況もございますので、それらを見きわめた上で、じゃあ一本化してやるには、どれぐらい実際にお金がかかるのかというようなことを、改めてもう一度、ワーキンググループにそうしたものも含めて検討をしてもらうような指示が出したいというふうに思っております。

ですから、いつだと言われましても、それらのことも慎重に考えていかなければ、これは役場が単に判断できるものでもございませぬし、方向性を出した上で、やはり議会にも、あるいは住民の皆さんにもそうした案をご提案させてもらって、その中でいい方向へ、またその中で問題点

があれば、それらを是正する中で、一定の方向性を進めていきたいというふうに考えております。その適切な時期とはということにつきましては、何年ということは申し上げられませんが、今そういった状況で、できるだけ早い時期には取り組みたいというふうに考えておりますが、やはりその前の前段のやはり住民の方たちへの理解を求めるといような点も、大事にしなければならぬというふうには考えておりますので、それらも含めた中で判断がさせていただきたいと思っております。

それから、都市計画の、あるいは景観条例の件でございますけれども、この加悦地域の景観条例と言いますのは、平成6年の11月に国道176号の加悦谷バイパスの開通に伴いまして、看板やあるいは林立看板、あるいはその商業施設の新築などの商業化が予測される中で、地域の景観保全を望む地元の声が非常に強かったもので、それを加悦町と一体化する中で、平成7年度に町独自で条例を策定されたもの、制定されたものでございますし、またこの岩滝地域を含みます天橋立周辺地域景観まちづくり計画は、これは平成16年度に策定されました景観法に基づいて、京都府が策定されたものでございます。平成16年に景観法ができて、それに基づいて府が策定されたものでございますので、その策定に当たっては、宮津市、与謝野町、これ当時、岩滝町ですが、また地域の代表者や景観を推し進めているそういう団体の代表者などが参加していただいて、平成17年9月から11回にわたって協議を重ねられた結果、そうした計画が推し進められまして、平成19年9月から地域を初め関係者に対して説明会を開催し、宮津市も含めて25回、約400人の出席をいただいて、ようやく平成20年の11月21日に施行されることになりました。野田川地域におきましては、特に国道176号線沿線においては、商業化がなされており、今後景観を考える中では、地域との連携が必要ではないかというふうに思っております。

鳥取豊岡宮津自動車道の、これ（仮称）野田川岩滝インターまでの開通が平成22年度となっておりますことから、今後この地域の商業化が今以上に進む可能性がございます。そうした中で、商業地として活性化させるのか、あるいは一定の基準を設けるのかは議論しなければならないというふうに考えております。そのためには、土地利用が非常に重要になってくると思われま。都市計画法の抜本改正では、そうした多様な土地利用が計画できる仕組みを目指して議論されるわけでございますから、もう少しその行方を見守りたいというふうに思っております。土地利用の方の点から、やっぱりまちづくりをまず進めていくべきではないかというふうに考えているところでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 最後、もうちょっと時間ありますので、少しだけ聞かせていただきます。

土地利用のことについては、総合計画の中でいわゆる観光協会のネットワーク形成とかいう格好でちゃんとできておるんですね。それとのいわゆる整合性もしっかりと図っていただきながら、総合計画の中でも土地利用計画、都市計画などの検討を加えながら、具体化を図っていくということで、もうはっきりとうたっておりますので、その方向で早いこと、もう都市計画とは別に進めていただけたらありがたいなというふうに思います。

それからあと1点だけ、町長、その町長はもうしばらく、早い時期に、庁舎の方向づけを出したいと、早い時期というのは、先ほど言いましたように、我々の任期、町長の任期もとりあえず、あとどうなるかは別にして、あと6カ月、それまでに庁舎の方向性が出るのか、出ないのか、出

すおつもりですか。お尋ねをして終わります。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 我々の任期はこれは関係ないことでありまして、町全体をどうしていくかという話でございますので、これは慎重に住民の皆さんのご意見等も聞きながら、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（森本敏軌） これで、井田義之議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

次回は9月24日、午前9時30分から開議しますので、ご参集願います。

（散会 午前10時55分）